

茨木市部落地名総鑑・戸籍謄本等不正入手事件対策本部設置要綱

(設置)

第1 部落地名総鑑等の悪質な差別図書の発行及び戸籍謄本等の不正入手にかかわる差別事件に対応するため、茨木市部落地名総鑑・戸籍謄本等不正入手事件対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 対策本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 部落地名総鑑等の発行者及び購入企業等に対する指導に関すること。
- (2) 戸籍謄本等の不正入手に関すること。
- (3) 身元調査に関すること。
- (4) 就職差別に関すること。
- (5) 戸籍謄本等不正入手の再発防止に関すること。
- (6) 企業及び市民に対する同和問題の啓発に関すること。
- (7) 前各号に掲げる事務について、関係機関との連絡調整に関すること。
- (8) その他悪質な差別図書及び戸籍謄本等の不正入手に関すること。

(組織)

第3 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長をもって充て、副本部長は市民文化部担当副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 本部長は、対策本部を代表し、会務を総理する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4 会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長が必要と認めたときは、本部員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(協議員会の設置)

第5 対策本部は、所掌事務を具体的に検討するため、協議員会を置く。

- 2 協議員会は、会長、副会長及び協議員で組織する。
- 3 会長は、市民文化部長の職にある者を、副会長は、人権・男女共生課長の職にある者をもって充てる。
- 4 協議員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

- 5 会長は、協議員会を代表し、会務を掌理する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 会長が必要と認めたときは、協議員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。
- 8 会長は、必要に応じて、協議員会における検討状況及びその結果を対策本部に報告する。

(庶務)

第6 対策本部の庶務は、市民文化部において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月14日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

別表第1（第3関係）

副市長 水道事業管理者 教育長 議会事務局長 総務部長 企画財政部長 市民文化部長 福祉部長 健康医療部長 こども育成部長 産業環境部長 都市整備部長 建設部長 会計管理者 消防長 水道部長 教育委員会教育総務部長 同学校教育部長

別表第2（第5関係）

総務課長 人事課長 法務コンプライアンス課長 財政課長 市民生活相談課長 市民課長 地域福祉課長 商工労政課長 教育委員会社会教育振興課長 同学校教育推進課長